

令和2年7月8日 感染症の防止対策について

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除後の対応策につきましては、6月15日付のお知らせのとおり、引き続き感染状況に応じて必要な防止策を実施してまいります。

特に無症状の方からの感染が伝えられているため、訪問マッサージなど不特定多数の方と日常的に接しておられる施術者との密な接触が必要とされるような場合にあっては、適切な感染防止策が認められるまでの間、原則として控えることとさせていただきます。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。